

「子育て世帯臨時特例給付金」および 「子育て支援減税手当」の申請を 受け付けしています

対象となる方は、**10月1日(水)**までに申請してくださいますようお願いいたします。

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

また、この給付金に加えて県の施策として、消費税率の引き上げが子育て世帯の負担を重くし、次代を担う児童の健全育成に影響を及ぼすことのないよう、特に子育て世帯を支援するために、「子育て支援減税手当」を支給します。

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者 平成26年1月分の児童手当・特例給付※の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

注意 「臨時福祉給付金」の対象者※および生活保護制度の被保護者は対象外です。

※町民税(均等割)が課税されていない方(町民税(均等割)が課税されている方の扶養親族を除く)

支給額 対象児童1人につき**10,000円**(臨時特例的に行うものであり、1回限りの支給となります。)

子育て支援減税手当

支給対象者 基準日(平成26年1月1日)に愛知県に住民登録がある方で、平成26年1月分の児童手当・特例給付※の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

支給額 対象児童1人につき**10,000円**(臨時特例的に行うものであり、1回限りの支給となります。)

申請先 役場 子育て支援課 ※平成26年1月1日時点で大治町に住民票がある方が対象です。

申請期限 10月1日(水)(必着)

申請方法

- 大治町から平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給しており、支給対象になると思われる方へ申請書を郵送しました。申請書に記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。
- 公務員の方は、所属庁から交付される①申請書および②「児童手当(特例給付)受給状況証明書」並びに③振込口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)を子育て支援課窓口提出してください。

問合せ先

- 申請方法に関すること 役場 子育て支援課 内線166・167
- 制度に関すること 厚生労働省 専用ダイヤル ☎0570(037)192(午前9時～午後6時)
子育て支援減税手当コールセンター ☎(954)6248

「子育て世帯臨時特例給付金」や「子育て支援減税手当」を装った詐欺にご注意ください